

第2回専門部会の御意見を反映させた、改定案（第2版）を基にパブリックコメント等を実施しました。各概要は以下のとおりです。

1 パブリックコメント

（令和6年12月25日から令和7年1月20日まで）

本計画は千葉県行政手続条例第38条で規定される意見公募手続が必要な規則等に当たらないことから、任意のパブリックコメントとして「ちばづくり県民コメント制度」を利用して実施しました。

3名から13件の意見があり、各意見に対する県の考え方については別添のとおりに示す予定としています。

2 関係機関意見照会

（令和6年12月23日から令和7年1月20日まで）

県関係部局庁、健康福祉部各課・出先機関（保健所・衛生研究所）、市町村、指定地方公共機関に対して意見照会を実施しました。

19機関から124件の意見等があり、28件の意見について県行動計画へ反映することとしました。（用語集の追加、文言の整理、誤字の修正 など）

3 内閣感染症危機管理統括庁事前確認

（1回目：令和6年12月13日、2回目：令和7年1月8日）

新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条第6項の規定による内閣総理大臣の助言又は勧告により、県において変更後の修正等が極力発生しないようにする観点から、統括庁が行う任意の事前確認を受けました。

統括庁より26件の確認事項が示され、情報漏えい等への対策（p35）や備蓄物資の緊急配布や相互協力（p107～p108）に関する記載を追加する他、文言の整理や誤字の修正等を行いました。

令和7年1月22日、統括庁より追加の指摘なしの旨、連絡があり、事前確認を完了しました。



上記1～3のパブリックコメント等の結果を踏まえ、
改定案（第3版）を作成